

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、東京 2025 デフリンピック（以下「大会」という。）の開催に向けて、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと（以下「ゆりーと」という。）による大会広報、気運醸成及び大会準備・運営のため、ゆりーとデフリンピックデザイン（以下「本著作物」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）の例による。

(対象著作物及び著作権の帰属)

第2条 本要領の適用対象とする著作物は、東京 2025 デフリンピック公式マスコットデザインガイドマニュアルに記載された各デザインとする。

2 本著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は都に帰属し、第 4 条に定める利用の許諾を行っても、何ら移転しない。

(利用許諾の申請)

第3条 本著作物の利用の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（様式第 1 号）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。ただし、報道機関等が時事の事件の報道目的で利用するなど著作権法第 30 条から第 50 条に規定する利用を行う場合、又は所管局である生活文化スポーツ局が自己利用する場合は、申請不要とする。

(利用許諾)

第4条 知事は、前条の規定による利用の許諾の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用目的及び利用方法が大会広報、気運醸成及び大会準備・運営に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の品位を傷つけ、又は大会の正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 本著作物の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(7) 本要領に定められた利用方法に従うものでないとき。

(8) その他知事が不相当と認めるとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、利用許諾書（様式第2号）をもって行う。

3 営利目的での本著作物の利用（有償頒布・利用）又は本著作物利用により収益を得ようとする利用の許諾の申請があったときは、知事は第1項のとおりその内容を審査し、特定の企業宣伝につながる利用方法でないと認められる場合に限り、利用許諾をすることができる。

（著作権使用料）

第5条 著作権使用料については、東京都著作権取扱要綱第12条第2項第1号及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年東京都条例第25号）に従い徴収する。

なお、本著作物の著作権使用料の算定式は以下のものを基本とする。著作物利用割合（利用作成物全体に占める都の著作物の割合）は、申請ごとに確認するものとする。

(1) 利用作成物数量×販売価格（本体価格）×著作物利用割合×5パーセント（円未満切り捨て）

(2) 上記(1)の金額×1.1（消費税及び地方消費税相当）（円未満切り捨て）

2 申請者は、都知事の発行する納入通知書により、指定する納付期限までに著作権使用料を納付しなければならない。

（利用上の遵守事項）

第6条 本著作物の利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された用途にのみ利用し、都の指示する利用条件に従うこと。

(2) 利用に当たっては、都が提供した本著作物に係る素材を第三者に譲渡・転貸・再利用許諾をしないこと。

(3) SNS等外部運営サイトへの本著作物の掲載については、個別の利用規約を確認した上で行うこと。

なお、当該規約において、掲載することにより運営者や閲覧者に著作物の利用を許諾、あるいは著作権を放棄したとみなすとされているものについては、掲載は認められない。

(4) デザインガイドマニュアルに定められたルールに従って正しく利用すること。

(5) 原則として、本著作物の利用作成物には以下の2つを表示すること。

ア 「東京2025デフリンピック公式マスコットゆりーと」

イ 「©東京都 井（第4条第2項による許諾番号）」

なお、その形状等からイを明示することが困難な場合は、これを省略できる。

また、本著作物の名称「ゆりーと」は登録商標（登録第5405755号）であるが、アの表示に含まれる場合は単なる事実伝達であり、商標としての使用に当たらないため、商標使用許諾手続は不要とする。

(6) 利用作成物の完成見本を、速やかに都に提出すること。ただし、完成見本の提出が困

難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

- (7) 本著作物を利用して作成するものは、その作成に当たって東京都グリーン購入ガイドに定められた環境配慮仕様を満たすなど、都の指針を踏まえたものとする。
- (8) 本著作物の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。本著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、都は一切の責任を負わない。
- (9) 本著作物の利用作成物には、利用者の名称等を明記し、その利用主体を第三者に周知すること。
- (10) 故意又は過失により都に損害を与えた場合、これによって生じた損害を都に賠償すること。

(利用状況の報告等)

第7条 知事は、利用者に対し、利用報告書により、本著作物の利用状況について報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた利用者は、報告を求められた日の翌日から 30 日以内に、知事に対し利用報告書を提出しなければならない。

(許諾の取消)

第8条 知事は、本著作物の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、利用許諾取消通知書（様式第3号）をもって当該許諾を取り消し、当該許諾に係る利用著作物の回収を命ずることができる。

- 2 前号の規定により許諾を取り消された利用者は、当該許諾に係る利用著作物を利用してはならない。
- 3 第1項の規定により当該許諾に係る利用著作物の回収を命ぜられた利用者は、速やかに許諾に係る利用著作物を回収しなければならない。また、それにより生じた損害について、知事に求償することはできない。

(再利用許諾)

第9条 都は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）に対し、第1条の趣旨に従い、無収益で無償頒布・無償利用する場合に限り第三者（都外の会場所在自治体、連盟盟団体及び競技団体及び協賛企業）への再利用許諾を認めることとする。再利用許諾の範囲は、別途許諾された範囲に限るものとし、本著作物の再利用が許諾内容に違反していると認められるときは、運営委員会又は事業団において当該許諾を取消し、当該許諾に係る利用著作物の回収を命ずることができることとする。再利用許諾に当たっては、本要領に準じて利用させること。なお、再利用許諾を含む利用申請は別記様式によらない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途生活文化スポーツ局長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東京都知事 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

連絡先（担当者名、電話番号）

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン利用許諾申請書

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザインを利用したいので、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領第3条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守します。要領第4条の各号に該当すると認められた場合及び第8条第1項により許諾が取り消された場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

利用申請する 著作物		
利用目的		
利用方法	(種類・名称・規格等)	
改変内容	なし	
利用数量又は 利用期間	(作成等の数量・HP掲載など数量が数えられないものは利用期間)	
頒布方法	有償頒布	(有償頒布の場合、税抜の販売単価)
	無償頒布	
期待される 広報効果		

2 添付書類

- ・原稿又は企画書（デザイン、レイアウト図設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの
- ・その他参考となる資料

様式第2号（第4条第2項関係）

様		第 号 令和 年 月 日
		東京都知事 ㊟
東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン利用承認書		
令和 年 月 日付で提出のあった申請を承認し、以下のとおり、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとの利用を許諾します。		
利用許諾する 著作物		
利 用 目 的		
利 用 方 法		
申請者作成物 の名称及び規格		
改 変 内 容		
許諾数量 又は 許諾期間		
頒 布 方 法 (販売等の方法)	有償頒布	頒布価格（税抜単価） 著作権使用料（金額及び算定式）
	無償頒布	
権利関係	本著作物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は都に帰属し、利用の許諾を行っても何ら移転しない。	
その他の許諾条件 指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本著作物の利用作成物には以下の2つを表示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと」 イ 「©東京都 ㊟（第4条第2項による許諾番号）」 なお、その形状等からイを明示することが困難な場合は、これを省略できる。 ・許諾された用途にのみ利用し、都の指示する利用条件に従うこと。また、利用に当たっては、都が提供した本著作物に係る素材を第三者に譲渡・転貸・再利用許諾をしないこと。 ・利用が終了した際は提供した著作物のデータを消去すること。 	

第 号
年 月 日

様

東京都知事 印

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン利用許諾取消通知書

年 月 日付第 号で許諾した、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザインの利用について、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領第8条第1項により、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

1 取消しの内容

許諾番号：第 号

2 取消しの理由